

令和2年1月24日

第31回村上市農業委員会会議録

第31回村上市農業委員会定例会を令和2年1月24日午後2時30分神林農村環境改善センター多目的ホールに招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1番	鈴木	いせ子	2番	阿部	正一
3番	増田	嘉美	4番	加藤	孝平
5番	石山	章	6番	遠山	久夫
7番	池田	千秋	8番	本間	サヨ子
10番	遠藤	俊樹	11番	斎藤	博
12番	佐藤	健吉	13番	齋藤	文夫
14番	板垣	栄一	15番	稲葉	浩之
17番	大野	章	18番	村山	美恵子
19番	船山	寛	20番	本間	裕一

1. 欠席委員は次のとおりである。

9番	中山	和衛	16番	菅原	隆雄
----	----	----	-----	----	----

1. 本定例会会議事件は次のとおりである。

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 事業計画変更承認申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画（案）の決定について

その他

1. 本定例会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	小川	良和
事務局次長	大西	恵子
事務局副参事	佐藤	俊一
事務局係長	園部	和枝

1. 午後2時30分 事務局長（小川良和君） 皆様、ごめんください。定刻になりましたので、ただいまから31回村上市農業委員会定例総会を開催いたします。

初めに、本日の欠席委員を報告いたします。議席番号9番、中山委員、同じく16番、菅原委員につきましては、病気療養のため欠席という連絡がございました。なお、12番、佐藤委員のほうから

は、別会議出席のため若干会議のほう出席おくれる旨の連絡がございました。よって、ただいまの出席委員17名であり、村上市農業委員会会議規則第6条により本日の総会は成立いたします。

また、今回は合同会議ですので、農地利用最適化推進委員の皆様からのご出席をいただいております。推進委員の方につきましては、推進委員議席番号4番、佐久間委員、5番、本間委員、7番、高橋委員、8番、藤原委員、9番、中山委員、13番、本間委員、18番、寺社委員からそれぞれ欠席のご連絡をいただいております。出席者は12名でございます。

それでは、初めに会長よりご挨拶のほうお願いいたします。

○議長（石山 章君） 挨拶（略）

○事務局長（小川良和君） ありがとうございます。

議事録署名委員の選出以降の議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定に基づき石山会長よりお願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは、日程3の議事録署名委員の選出についてお諮りいたします。

議長である私にご一任いただければ幸いです、いかがでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議席番号14番、板垣委員、議席番号15番、稲葉委員のお二方をお願いいたします。

（両委員了承）

○議長（石山 章君） 日程4、報告。報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について事務局より報告してください。

○事務局次長（大西恵子君） それでは、報告第1号、1ページ目になります。農地法の適用を受けない事実確認願について。今回の案件は2件です。

番号1番、申請人、村上市葛籠山__番地、____、土地の表示、葛籠山字壁ノ内____（開墾農地）、地目、台帳、原野、現況、山林、面積1,071平米、申請の事由として、申請地は40年前から耕作しておらず、現在は山林化しています。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

次に、番号2番、申請人、村上市宮ノ下__番地、____、土地の表示、鶉渡路字西林____番（開墾農地）、地目、台帳、原野、現況、山林、面積495平米、申請事由として、申請地は20年以上前に杉等を植林し、現在は山林化しています。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

続きまして、2ページから場所の説明をいたします。番号1番、地図の中央左手のほう、葛籠山集落になっております。また、地図の中央右方向山手のほうに、四角く太く囲んだ場所が今回の申請地です。

次に、番号2番、地図中央より南北に国道7号線が走っております。左手のほう、阿賀北ファームがあります。7号線と阿賀北ファームの間に四角く囲んだところが今回の申請場所になります。

場所の説明は以上です。

○議長（石山 章君） 皆様方からご質問等ありましたらお願いします。

（ありませんの声あり）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、日程 5、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局副参事（佐藤俊一君） 4 ページをごらんください。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について。今回は使用貸借 3 件、贈与 4 件、売買 2 件、合計 9 件の案件です。

使用貸借 1 件について説明いたします。番号 1、貸人、村上市宿田__番地、____、借人、村上市宿田__番地、____、土地の表示、宿田字神上り__番__、現況地目、田、地積 3,764 平米、契約の種別、使用貸借による権利の設定、契約の内容としまして、10 年間無償。番号 1 から 3 まで再設定です。全て親子間による経営移譲年金にかかわる貸し借りになっております。

続いて、贈与案件 4 件について説明いたします。5 ページをごらんください。番号 4、譲渡人、村上市春木山__番地、____、譲受人、村上市春木山__番地、____、土地の表示、春木山字押切__番__、現況地目、田、地積 947 平米、契約の種別、所有権の移転（贈与）。____の持ち分 2 分の 1 を贈与ということです。田が合計で 10 筆、畑が 1 筆、合計 11 筆、合計地積が 6,274 平米でございます。この案件については、____という持ち分になっておりますが、ほか 2 分の 1 を____がお父さんから相続で受け取ったものを母親である____から 2 分の 1 を生前贈与で贈与をいただき、10 割というか、持ち分を全て____のものにするという生前贈与の案件となっております。

続いて、7 ページをごらんください。番号 5、譲渡人、村上市笹平__番地、____、譲受人、村上市笹平__番地、____、土地の表示、笹平字土崎__番__、現況地目、田、地積 721 平米、契約の種別、所有権の移転（贈与）。この案件につきましては、昭和 58 年ごろに既にお互いで交換し合っていたものを登記を怠っておったという事由になっております。____さんから____さんに渡った分については登記は終わっておるのですが、____さんから____さんに渡ったものについて登記を怠っていたということで、今回定例会にかけまして登記をかけたいという関係になっております。

番号 6、譲渡人、村上市蒲萄__番地__、____、譲受人、村上市北中__番地、____、土地の表示、北中字蕨平__番__、現況地目、田、地積 1,976 平米、契約の種別、所有権の移転（贈与）。

番号 7、譲渡人、新潟市東区中島____、____、譲受人、村上市北中__番地、____、土地の表示、北中字蕨平__番__、現況地目、田、地積 3,190 平米、所有権の移転（贈与）。

番号 6 と 7 については、譲受人____氏が再生農地を探していたところ、少し荒れているのですが、再生できるということで、6 番の____さん、____さんにお話ししたところ譲って

いただけるということで、少し手がかかるんですが、再生して耕作するということでの贈与となっております。

続いて、売買案件について説明いたします。番号8、譲渡人、村上市宿田__番地、_____
____、譲受人、村上市平林__番地、____、土地の表示、宿田字平瀬__番、現況地目、田、
地積3,030平米、所有権の移転（売買）。譲受人は、_____さんが2分の1、ほか2名の方が
4分の1、4分の1を持っております。今回の案件に係る分は、ここで持っている4分の1の、_
_____さんの持ち分4分の1の売買となっております。対価として_____円、4分の1の持ち分の
10アールあたりは_____円の案件となっております。

続いて、8ページをごらんください。番号9、譲渡人、東京都世田谷区松原_____
____、譲受人、村上市小俣__番地__、____、土地の表示、小俣字稲場__番__、現況地目、
畑、地積136平米、契約の種別、所有権の移転（売買）、対価としまして_____円、10アール当たり
換算で_____円の案件となっております。

場所の説明をいたします。9ページをごらんください。贈与案件、番号4の場所です。荒川地区
下鍛冶屋地内です。図面中央に農道上鍛冶屋線があり、また中央より下のほうには春木山集落があ
ります。図面上太く囲まれた11筆が今回の申請地です。

10ページをごらんください。贈与案件、番号5の場所です。朝日地区笹平地内です。県道小揚猿
沢線から中津川にかかる瑞雲橋を渡ったところにあるのが申請地__番です。

11ページをごらんください。贈与案件、番号6と番号7の場所です。山北地区北中地内です。7
号線、村上から山北方面に向かって北中集落を越えたところ、国道から少し下がったところ、図面中
央にあるのが番号6の申請地__番__と番号7の申請地__番__です。

12ページをごらんください。売買案件番号8の場所です。神林地区宿田地内です。宿田集落と牛
屋集落の間、荒川側にあるのが申請地__番です。

13ページをごらんください。売買案件、番号9の場所です。山北地区小俣地内です。図面中央横
に主要地方道山北関川線があります。小俣集落内図面中央にあるのが申請地__番__です。

以上で場所の説明を終わります。

説明した9については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満た
していると考えます。

ご審議よろしく申し上げます。

○議長（石山 章君） それでは、質疑に入ります。

ご意見、ご質問はありますか。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） 特にないようでありますので、議案第1号を許可することに決定してもよろ
しいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○議長(石山 章君) 異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

なお、先月遠山委員から質問がありました田んぼと畑の申請出た価格の含んでの価格だったわけですが、田んぼと畑それぞれの価格についてというお尋ねがありましたので、局長から説明させます。

○事務局長(小川良和君) 佐藤のほうから説明いたします。

○事務局副参事(佐藤俊一君) 12月定例会の案件、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、番号17の案件でした。譲渡人、村上市北新保__番地__、____、____、____、譲受人、村上市平林__番地__、____の案件でした。田が7筆、畑が17筆、合計24筆で1万5,764.33平米、対価として__という案件の内容でございました。田が1万1,377平米で、田のほうについては10アール当たり__円、畑が4,387.33平米で、10アール当たり__円ということでした。

以上、報告します。

○議長(石山 章君) 今ほどの報告について何かご質問ありましたら、よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

○議長(石山 章君) それでは、議案第2号 事業計画変更承認申請についてを議題といたします。事務局、説明してください。

○事務局次長(大西恵子君) それでは、14ページ、議案第2号 事業計画変更承認申請についてです。

番号1番、当初計画者、住所、新潟市江南区亀田緑町____、____、承継者、村上市飯野三丁目____、____(____)、____(____)、土地の表示、南町____番__、地目、台帳、田、現況、畑、面積307平米ほか1筆、計2筆、合計面積313.04平米、移転内容、事由として、住宅建築敷地、対価は____円、変更の目的・内容、申請地は、昭和48年5月25日付で村農地第3432号により農地法第5条の許可を得ましたが、当初計画者が移住困難となり、このたび承継者が住宅建築を計画したものです。

次に、15ページ、場所の説明をいたします。地図中央付近、県道村上神林線が走っております。南町____地内、県道の北方向、太く囲んである2筆が今回の申請場所になります。

場所の説明は以上です。

○議長(石山 章君) それでは、事業計画変更に係る現地調査をしていただいておりますので、調査の報告をお願いいたします。

推進委員17番、近藤委員。

○推進委員17番(近藤和明君) 17番、適正化推進委員の近藤です。村上地区南町の現地確認を行っ

た結果を公表します。

村上地区では、1月10日の金曜日に事業計画変更承認申請について現地確認を行いましたので、ご報告いたします。当日は、午前9時に申請場所において農業委員3名、最適化推進委員3名、事務局から大西次長、また_____が立ち会いのもと、申請の内容について資料に沿って説明を受けました。

このたびの事業計画変更承認申請については、昭和48年5月22日付で農地法の5条の許可を得たものですが、当初の計画者が移住困難となったため、新たな承継者が住宅建設を計画したものです。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（石山 章君） ありがとうございます。

質疑に入ります。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ご意見、ご質問ないようでありますので、議案第2号については承認することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、事業計画変更承認申請については承認することに決定いたしました。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（大西恵子君） それでは、16ページ、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてです。今回の案件は6件です。

初めに、番号1番、譲渡人、新潟市江南区亀田緑町_____、_____、譲受人、村上市飯野_____、_____（_____）、_____（_____）、土地の表示、南町_____番、地目、台帳、田、現況、畑、地積307平米ほか1筆、合計2筆、合計面積313.04平米、転用の目的として、住宅建築敷地、契約方法は売買による所有権の移転、対価として_____円、10アールあたりに換算いたしますと_____円、農地区分は第3種農地、備考といたしまして、申請者は現在居住している自宅が手狭となったため、このたび住宅建築を計画し、利便性等を考え申請地に転用申請をするものです。なお、申請地は都市計画法に基づく用途地域内第1種住居地域の農地で、周囲は宅地化が進んでいます。木造2階建て1棟、建築面積77.42平米、カーポート2台分、30.25平米です。

次に、番号2番、譲渡人、村上市福田__番地、_____、譲受人、村上市福田__番地__、____、土地の表示、福田字十日市__番（開墾農地）、地目、台帳、原野、現況、畑、地積115平米、転用の目的、住宅建築敷地、契約として売買による所有権の移転、対価は_____円、10アールあたりに換算いたしますと_____円、農地区分は第3種農地、備考といたしまして、申請者は現在居

住している自宅が手狭となったため、このたび住宅建築を計画し、利便性等を考え申請地に転用申請をするものです。なお、申請地は上下水道管が埋設された道路に接しており、おおむね500メートル以内に教育施設及び医療施設が存在する。全体面積214平米、木造2階建て1棟、建築面積68平米、カーポート2台分、32平米です。

次に、番号3番、譲渡人、村上市福田__番地__、____、譲受人、村上市福田__番地__、____、土地の表示、福田字十日市__番(開墾農地)、地目、台帳、原野、現況、畑、地積99平米、転用の目的として住宅建築敷地、契約として贈与による所有権の移転、農地区分は第3種農地、備考として、こちらの案件は先ほどの番号2と同じ内容によります。譲渡人の____さんと譲受人の____さんは、__さんから見たら孫の関係になります。

次に、番号4番、貸人、村上市岩沢____、____、借人、村上市岩沢____、____、____、土地の表示、岩沢字ヤナバ__番__、地目、台帳、現況とも畑、地積278平米、転用の目的として住宅建築敷地、契約については使用貸借権の設定です。農地区分として第2種農地、備考といたしまして、申請者は現在の住居が両親との共同生活で手狭なため、このたび住宅建築を計画し、利便性等を考え申請地に転用申請をするものです。なお、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、住宅を集落に接続して設置するものです。全体面積が400.27平米、木造2階建て1棟、建築面積71.21平米、カーポート2台分、18.30平米です。貸人の____さんと借人の____さんは、親子関係になっております。

次に、18ページ、番号5番、譲渡人、村上市板屋沢__番地__、____、譲受人、村上市板屋沢__番地__、____、____、土地の表示、板屋沢字家添__番__、地目、台帳、現況とも畑、地積235平米、転用の目的、神社建築敷地、契約として贈与による所有権の移転、農地区分は第2種農地、備考といたしまして、現在板屋沢集落にある神社が一般国道7号改築工事による道路設置のため移転が余儀なくされ、このたび土地所有者の同意が得られ、転用申請するものです。なお、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、神社を集落に接続して設置するものです。社殿1棟、建築面積18.22平米、参道、境内敷地216.78平米。

最後に、番号6番、譲渡人、村上市板屋沢__番地__、____、譲受人、村上市板屋沢__番地__、____、土地の表示、板屋沢字家添__番__、地目、台帳、畑、現況、雑種地、地積165平米、転用の目的、物置、車庫建築敷地、契約として売買による所有権の移転、対価は____円、10アール当たりに換算いたしますと____円、農地区分は第2種農地、備考といたしまして、申請者は現在申請地近くで生活していますが、一般国道7号改築工事による道路設置のため移転が余儀なくされ、このたび土地所有者の同意が得られ、転用申請するものです。なお、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、物置、車庫を集落に接続して設置するものです。物置、車庫1棟、建築面積49.68平米です。

続きまして、場所の説明をいたします。番号1番の案件につきましては、先ほどの事業計画変更

の案件のときの地図と同じになり、15ページになりますので、説明のほうは省略いたします。

次に、19ページ、番号2番、3番についてです。地図中央南北に国道345号線、地図の東西に県道塩谷福田線が走っております。この道路が交わる交差点より左手のほう、太く囲んである2筆が今回の申請場所になります。

次に、20ページ、番号4番についてです。地図中央付近南北に県道高根村上線が走っております。地図の中央付近、県道の右手に太く囲んだ1筆が今回の申請地になります。

次に、21ページ、番号5番、地図の中央よりやや右上方向、国道7号線が走っております。7号線の下方向、板屋沢集落があります。板屋沢集落の外れのほう、地図の下方向に太く囲んであるところが今回の申請場所です。

最後に、番号6番、地図の右上を国道7号が走っており、中央部に板屋沢集落があり、板屋沢集落内の外れ方向に小さく太く囲んであるところが今回の申請場所になります。

場所の説明は以上です。

○議長（石山 章君） ただいまの議案説明中に12番の佐藤委員、他の会議で遅滞しておりましたが、ただいまから会議に加わりましたので、ご報告いたします。

（12番 佐藤健吉君入場）

○議長（石山 章君） それでは、転用に係る現地調査の報告をお願いいたします。

番号1番について、推進委員17番、近藤委員、お願いします。

○推進委員17番（近藤和明君） 17番、最適化推進委員の近藤です。農地法第5条の申請について報告します。

先ほどの事業計画変更申請に関し、引き続きご報告いたします。申請者は、現在居住している自宅が手狭となったため住宅建設を計画し、利便性などから申請地に転用を申請するものです。取水方法は上水道へ、汚水、生活排水については公共下水道へ、雨水排水は自然流下など、被害防除計画については確認済みです。また、申請地は、都市計画法に基づく用途地域に定められており、周囲は宅地化が進んでいます。よって、このたびの転用申請については、委員全員で許可すべきものとの意見になりました。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（石山 章君） 次に、番号2番、3番について報告をお願いします。

10番、農業委員、遠藤委員。

○10番（遠藤俊樹君） 10番、遠藤です。農地法第5条の規定による許可申請について、番号2番、3番の現地確認の報告をいたします。

1月8日9時より、神林支所の休憩室で農業委員4名、推進委員4名、事務局から大西次長が出席しました。初めに、資料で説明をいただき、現地へ移動し、_____の立ち会いのもと確認、説明を受けました。

申請地は、戦後に開放された砂地の畑団地で、最近、国勢調査が完了しています。現状は3番が耕作中で、2番の畑は休耕でございました。申請地の周囲には既にコンクリートブロックで囲まれていて、盛土等の造成工事を行わず、整地工事のみを行った造成地であります。なお、道路と隣地との間に緩衝帯を設け、周囲の日照等に支障がないよう維持することと、排水並び雨水は生活排水は下水処理場へ、雨水は自然沈下で処理するものでした。また、農地の周辺には農業用用水、排水路、ため池、農道等の施設がないことから、神林地区としましてはやむなしとのことで合意しました。

皆さんのご審議よろしく申し上げます。

○議長（石山 章君） 次は、番号4番について、推進委員14番、飯沼委員。

○推進委員14番（飯沼洋二君） 14番の最適化推進委員の飯沼です。朝日地区では、1月9日木曜日に農地法第5条申請の件について、現地確認を行いましたので、ご報告いたします。

当日は、午前9時に朝日支所会議室において農業委員6名、最適化推進委員5名、事務局からは大西次長、朝日支所産業観光室の小池室長が出席し、まず初めに事務局から申請内容について説明を受けました。その後、岩沢地内の現地に移動し、____、____
__立ち会いのもと、申請内容について確認を行いました。

譲受人の____さんと譲渡人の____さんは親子で、____夫婦の子供の成長により現在の住居が手狭となり、このたびこの隣地に住宅を建築するものです。周囲に農地はなく、取水方法は上水道、汚水、排水、生活雑水排水は公共下水道、雨水排水は浸透枡で対応予定です。よって、このたびの転用申請については、委員全員で許可すべきものとの意見になりました。

ご審議よろしく願いいたします。

○議長（石山 章君） 次に、番号5番、6番について報告をお願いいたします。

農業委員、11番、斎藤委員。

○11番（斎藤 博君） 11番、斎藤です。農地法第5条の現地確認の報告をいたします。

山北地区では1月14日、農地法第5条申請に基づきまして現地確認を行いました。当日は午前9時30分、山北支所会議室において農業委員3名、最適化推進委員2名、事務局からは大西次長、山北支所産業観光室の村山係長が出席し、初めに事務局より申請内容についての説明を受けました。その後現地に移動し、申請内容について確認を行いました。

最初に、番号5番の件につきまして、____、____立ち会いのもと、申請内容について確認しました。板屋沢集落の神社が一般国道7号線の改築工事による工事設置のため移転が余儀なくされ、このたび土地所有者からの同意が得られ、転用するものです。周囲に農地はなく、また集排水は行わず、雨水排水は自然流下により対応する予定です。よって、山北地区としては許可相当となりました。

次に、番号6番についてです。____立ち会いのもと、申請内容について確認を行いまし

た。申請者は、一般国道7号の改築工事による道路設置のため移転が余儀なくされ、このたび所有者から同意が得られ、転用するものです。周囲に農地はなく、申請地において取排水は行わず、雨水は既設の道路側溝に流す予定です。よって、山北地区といたしましては、許可相当とするような意見となりました。

ご審議よろしくお願ひします。

○議長（石山 章君） それでは、ただいま説明、報告がありました件につきまして質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） これもしばらくご意見ないようでありますので、議案第3号を許可することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、許可することに決定いたしました。

議案第4号 農用地利用集積計画（案）の決定についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局係長（園部和枝君） それでは、23ページをごらんください。議案第4号 農用地利用集積計画（案）の決定について説明いたします。今月は、使用貸借権の設定が1件、賃借権の設定が70件、所有権移転の交換が2件、売買が10件、合計83件の案件となります。

それでは、所有権移転以外の案件につきましては、1件のみ説明させていただきます。番号1番、貸人、村上市桃川__番地__、____、借人、村上市桃川__番地__、____、土地の表示、桃川字前田__番__、地目、畑、地積70平方メートルほか3筆、計4筆、1,128平方メートル、利用権の種別が使用貸借による権利の設定、期間が10年間で、再設定となります。

次に、賃借権の設定です。番号2番、貸人、村上市浜新田__番地__、____、借人、村上市__番地__、____、土地の表示、浜新田字谷地添__番__、地目、田、地積、1,291平方メートルほか7筆、計8筆、6,350平方メートル、利用権等の種別が賃借権の設定、期間は6年間、借賃が10アール当たり____、再設定となりまして、改良区費は貸人負担となります。ページのほう進みまして、40ページ、番号71番までが賃借権の案件です。

次に、所有権移転について説明いたします。番号72番、譲渡人、村上市佐々木__番地__、____、____、譲受人、村上市佐々木__番地__、____、土地の表示、佐々木字大坪__番__、地目、田、地積1,199平方メートル、交換による所有権の移転となります。

次に、番号73番、譲渡人、村上市佐々木__番地__、____、譲受人、村上市佐々木__番地__、____、____、土地の表示、佐々木字川端__番__、地目、田、地積1,202平方メートル、交換による所有権の移転となります。

次に、番号74番、譲渡人、村上市四日市__番地、____、譲受人、村上市山居町二丁目__番__号、____、土地の表示、大場沢字鳥井田__番、地目、田、地積801平方メートルほか8筆、計9筆、4,956平方メートル、売買による所有権の移転となります。対価が____円、10アールあたりは____円となります。

次に、番号75番、譲渡人、村上市大場沢__番地、____、譲受人、村上市松山__番地、____、土地の表示、村上字佐野__番__、地目、田、地積3,000平方メートルほか田が3筆、畑が5筆、計9筆、14,799平方メートル、売買による所有権移転となります。対価が____円、10アールあたりは田が約____円、畑は約____円となります。

次に、番号76番、譲渡人、村上市山辺里__番地、____、譲受人、村上市山辺里__番地、____、土地の表示、四日市字大坪__番__、地目、田、地積3,326平方メートル、売買による所有権の移転となります。対価が____円、10アールあたりは____円となります。

次に、番号77番、譲渡人、村上市坂町__番地、____、譲受人、村上市下鍛冶屋__番地、____、土地の表示、坂町字野口__番__、地目、田、地積989平方メートルほか4筆、計5筆、9,683平方メートル、売買による所有権の移転となります。対価が____円、10アールあたりは約____円となります。

次に、番号78番、譲渡人、村上市指合__番地、____、譲受人、村上市指合__番地、____、土地の表示、指合字ソリ田__番__、地目、田、地積1,099平方メートルほか1筆、計2筆、3,671平方メートル、売買による所有権の移転となります。対価が____円、10アールあたりは____円となります。

次に、番号79番、譲渡人、村上市指合__番地、____、譲受人、村上市指合__番地、____、土地の表示、指合字ソリ田__番__、地目、田、地積1,953平方メートル、売買による所有権の移転となります。対価が____円、10アールあたりは____円となります。

次に、番号80番、譲渡人、村上市指合__番地、____、譲受人、村上市指合__番地、____、土地の表示、指合字木原木__番__、地目、田、地積2,793平方メートル、売買による所有権の移転となります。対価が____円、10アールあたりが____円となります。

次に、番号81番、譲渡人、村上市高畑__番地__、____、譲受人、村上市福田__番地__、____、土地の表示、岩船字腰巻__、地目、田、地積4,833平方メートル、売買による所有権の移転になります。対価が____円、10アールあたりが____円となります。

次に、番号82番、譲渡人、村上市南田中__番地、____、譲受人、村上市新飯田__番地、____、土地の表示、南田中字板越__番__、地目、田、地積6,012平方メートルほか2筆、計3筆、9,938平方メートル、売買による所有権の移転になります。対価が____円、10アールあたりは約____円となります。

次に、番号83番、譲渡人、村上市中新保__番地、____、譲受人、村上市中新保__番地__、

_____、_____、土地の表示、石住字沢海__番、地目、田、地積1,791平方メートルほか24筆、計25筆、19,539平方メートル、売買による所有権の移転でございます。対価は_____円、10アールあたりは_____円となります。

続きまして、所有権移転の場所の説明をいたします。54ページをごらんください。番号72番、73番、図面左側に国道7号線があります。このそばに太く囲ってありますのが番号72番の申請地です。図面右側には市営あらかわゴルフ場があり、図面下の佐々木集落との間に太く囲ってありますのが番号73番の申請地です。

次に、番号74番、55ページ、朝日地区大場沢地内、図面中央付近、中央より下のほうに山田川が流れており、そのそばに太く囲ってあります9筆が申請地です。

次に、56ページ、番号75番、村上地区瀬波地内、図面中央に大竜寺川が流れており、川を挟みまして南北に太く囲ってあります2筆と57ページ、図面中央付近、大竜寺川と三面川の間に太く囲ってある2筆、58ページの図面中央付近に6筆、59ページ、図面中央付近、松山地内に1筆、合計9筆が申請地となります。

次に、60ページ、番号76番、図面右側に村上地区天神岡集落があります。国道7号線挟みまして、四日市地内に太く囲ってありますのが申請地です。

次に、61ページ、番号77番、図面中央に荒川地区坂町集落内田屋地区であります。集落の周辺に太く囲ってあります5筆が申請地となります。

次に、62ページ、番号78番、79番、図面左側上部に神林地区殿岡集落があり、図面中央付近に太く囲ってあります左から2筆が番号78番の申請地、右の1筆が番号79番の申請地です。

次に、63ページ、番号80番、図面上部に神林地区指合集落があります。集落の南側に太く囲ってありますのが申請地です。

次に、64ページ、番号81番、村上地区岩船地内、図面中央付近に浦田の里があります。そのそばに太く囲ってありますのが申請地です。

次に、65ページ、番号82番、図面左側に神林地区南田中集落があり、集落の東側に太く囲ってあります2筆が申請地になっています。

次に、66ページ、番号83番、朝日地区石住地内、図面上部に県道鶴岡村上線が走っています。県道の南側に太く囲ってあります14筆と67ページ、県道北側、図面中央付近に6筆、68ページ、図面左側に1筆、新屋沢内川の北側に5筆、69ページ、図面上部、朝日地区堀野集落があり、集落の南側に1筆、合計25筆が申請地となります。

以上、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

○議長（石山 章君） それでは、最初に議案番号43番を審議いたしますので、農業委員__番、____、議事に参与できませんので、退席をお願いします。

(__番 _____君退席)

○議長(石山 章君) それでは、議案番号43番につき質疑に入ります。

ご意見、ご質問のある方。

(ありませんの声あり)

○議長(石山 章君) 異議がないようでありますので、承認することに決定してもよろしいでしょうか。

(異議なしの声多数)

○議長(石山 章君) 異議なしと認め、議案番号43番、承認することに決定いたしました。

(__番 _____君着席)

○議長(石山 章君) _____、議案番号43番、承認することに決定いたしました。

次に、議案番号64番から71番につき審議いたしますので、農業委員議席番号__番、_____、関連する議案ですので、退席をお願いいたします。

(__番 _____君退席)

○議長(石山 章君) 議案番号64番から71番までにつき質疑に入ります。

ご意見、ご質問のある方。

(ありませんの声あり)

○議長(石山 章君) 異議なしの声がありますが、承認することに決定してもよろしいでしょうか。

(異議なしの声多数)

○議長(石山 章君) 異議なしと認め、番号64番から71番まで承認することに決定いたしました。

(__番 _____君着席)

○議長(石山 章君) _____、番号64番から71番まで承認することに決定いたしました。

次に、番号83番につき審議いたしますので、農業委員__番、_____、議事に参与できませんので、退席をお願いいたします。

(__番 _____君退席)

○議長(石山 章君) それでは、番号83番につき質疑に入ります。

ご意見、ご質問のある方。

(ありませんの声あり)

○議長(石山 章君) ないようでありますので、承認することに決定してもよろしいでしょうか。

(異議なしの声多数)

○議長(石山 章君) 異議なしと認め、番号83番、承認することに決定いたしました。

(__番 _____君着席)

○議長(石山 章君) _____、83番につき承認することに決定いたしました。

それでは、ただいま承認いただいた案件を除きまして質疑に入ります。

ご意見、ご質問のある方。

3番、増田委員。

○3番（増田嘉美君） 3番、増田です。82番の_____さんと_____さんの売買案件について
なんですが、3筆というふうになっているのですが、図面のほうでは2筆、____と____の__しか
見当たらないのですが、____の__というのはどこになるのでしょうか。

（そこだね。そこでしょうの声あり）

（そうですねの声あり）

（道路隣だの声あり）

（何事か声あり）

（そのこっちの声あり）

（この3つの声あり）

○事務局副参事（佐藤俊一君） 済みません、事務局のミスでございます。____番__から道路までの
間、ここにもう一筆ございまして、その部分がもう一筆の申請地となっております。この図面につ
きましては、すぐに差しかえをさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（石山 章君） 増田委員、よろしいでしょうか。

○3番（増田嘉美君） はい。

○議長（石山 章君） ほかにないでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） 議案第4号、承認することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第4号 農用地利用集積計画（案）の決定については
承認することに決定いたしました。

その他について、皆様方から議題として。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） それでは、その他ないようでありますので、10分間暫時休憩に入ります。

休憩 午後3時45分～午後3時45分

・協議、連絡事項ほか

時に午後4時35分であった。

以上の議事の概要を記し、その内容に相違ないことを認めここに署名する。

令和2年1月24日

村上市農業委員会

会 長

同議事録署名委員

委 員

委 員

